

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年3月24日条例第21号</p>	<p>○川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年3月24日条例第21号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 動物の適正な取扱い（第5条～第8条） 第3章 野犬等の収容等（第9条～第13条） 第4章 勧告及び命令（第14条・第15条） 第5章 雑則（第16条～第21条） 第6章 罰則（第22条～第26条） 附則</p>	<p>第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 動物の適正な取扱い（第5条～第8条） 第3章 野犬等の収容等（第9条～第13条） 第4章 勧告及び命令（第14条・第15条） 第5章 雑則（第16条～第21条） 第6章 罰則（第22条～第26条） 附則</p>
<p>第1章 総則 （目的）</p>	<p>第1章 総則 （目的）</p>
<p>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の間に動物愛護の気風を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の<u>保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p>	<p>第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の間に動物愛護の気風を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の<u>汚染を防止することを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p>
<p>第2条 市民は、動物に対して愛護の心情を持ち、虐待又は遺棄をすることなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。</p> <p>（定義）</p>	<p>第2条 市民は、動物に対して愛護の心情を持ち、虐待又は遺棄をすることなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。</p> <p>（定義）</p>
<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 動物 <u>哺乳類</u>、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。</p> <p>(2) 飼い主 動物の飼養又は保管をする者をいう。</p> <p>(3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。</p> <p>(4) 野犬 飼い主のない犬をいう。</p> <p>(5) 係留 動物を、固定したものに丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れ、若しくは<u>柵</u>その他の障壁を設けて収容しておくことをいう。</p> <p>(6) 特定動物 法第26条第1項に規定する特定動物をいう。</p> <p>(指導、助言及び普及啓発)</p>	<p>(1) 動物 <u>哺(ほ)乳類</u>、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。</p> <p>(2) 飼い主 動物の飼養又は保管をする者をいう。</p> <p>(3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。</p> <p>(4) 野犬 飼い主のない犬をいう。</p> <p>(5) 係留 動物を、固定したものに丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れ、若しくは<u>さく</u>その他の障壁を設けて収容しておくことをいう。</p> <p>(6) 特定動物 法第26条第1項に規定する特定動物をいう。</p> <p>(指導、助言及び普及啓発)</p>
<p>第4条 市長は、動物の健康及び安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害若しくは生活環境の<u>保全上の支障</u>を防止するため必要があると認めるときは、その飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。</p> <p>2 市長は、動物の飼養相談に応ずるとともに、適正な飼養に関する知識の普及啓発に努めるものとする。</p>	<p>第4条 市長は、動物の健康及び安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害若しくは生活環境の<u>汚染</u>を防止するため必要があると認めるときは、その飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。</p> <p>2 市長は、動物の飼養相談に応ずるとともに、適正な飼養に関する知識の普及啓発に努めるものとする。</p>
<p>第2章 動物の適正な取扱い</p> <p>(飼い主の遵守事項)</p>	<p>第2章 動物の適正な取扱い</p> <p>(飼い主の遵守事項)</p>
<p>第5条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 動物の習性及び生理を理解し、責任を持って飼養又は保管をするとともに、その健康及び安全を保持すること。</p> <p>(2) 畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること。</p> <p>(3) 動物の種類、習性等に適した飼養又は保管を行うための<u>環境</u>を確保すること。</p> <p>(4) 動物が繁殖して適正な飼養の機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること。</p>	<p>第5条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 動物の習性及び生理を理解し、責任を持って飼養又は保管をするとともに、その健康及び安全の保持に努めること。</p> <p>(2) 畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること。</p> <p>(3) 動物の種類、習性等に適した飼養又は保管の<u>場所</u>を確保すること</p> <p>(4) 動物が繁殖して適正な飼養の機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 動物が<u>逃げ出すことを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、動物が逃げ出した場合又は行方が分からなくなった場合は、自らの責任において捜索し、収容に努めること。</u></p> <p>(6) <u>動物に係る感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(7) <u>災害時における動物の適正な飼養又は保管のための準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には動物の健康及び安全の保持のために必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(8) 動物の鳴き声又は動物から飛散する羽若しくは毛により、人に迷惑をかけないように飼養又は保管をすること。</p> <p>(9) 動物が公園等の公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷することのないように飼養又は保管をすること。</p> <p>(10) 汚物等を適正に処理することにより、動物の飼養又は保管のための施設（以下「飼養施設」という。）の内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること。</p> <p>(11) 動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養又は保管をすること。</p>	<p>(5) 動物が逃げ出した場合又は行方が分からなくなった場合は、自らの責任において捜索し、収容に努めること。</p> <p>(6) 動物の鳴き声又は動物から飛散する羽若しくは毛により、人に迷惑をかけないように飼養又は保管をすること。</p> <p>(7) 動物が公園等の公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷することのないように飼養又は保管をすること。</p> <p>(8) 汚物等を適正に処理することにより、動物の飼養又は保管のための施設（以下「飼養施設」という。）の内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること。</p> <p>(9) 動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養又は保管をすること。</p>
<p>2 前項各号に掲げる事項のほか、<u>犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼い犬を係留しておくこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合</p> <p>イ 飼い犬を制御できる者が、飼い犬を丈夫な綱、鎖等で確実に保持して移動させ、又は運動させる場合</p> <p>ウ 飼い犬を展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させる場合</p> <p>エ その他規則で定める場合</p> <p>(2) 飼い犬の種類、習性等に応じた日常運動をさせること。</p> <p>(3) 適正な飼養又は保管ができるように飼い犬をしつけること。</p>	<p>2 前項各号に掲げる事項のほか、<u>犬を飼養又は保管をする場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼い犬を係留しておくこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合</p> <p>イ 飼い犬を制御できる者が、飼い犬を丈夫な綱、鎖等で確実に保持して移動させ、又は運動させる場合</p> <p>ウ 飼い犬を展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させる場合</p> <p>エ その他規則で定める場合</p> <p>(2) 飼い犬の種類、習性等に応じた日常運動をさせること。</p> <p>(3) 適正な飼養又は保管ができるように飼い犬をしつけること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項のほか、猫の飼い主は、猫の健康及び安全の保持並びに生活環境の保全のため、屋内での飼養又は保管に努めなければならない。</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第6条 特定動物の飼い主は、その特定動物が飼養施設から脱出したときは、直ちに市長その他関係機関に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 市長は、飼い主から特定動物が飼養施設から脱出した旨の報告を受けたときは、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるものとする。</p> <p>(標識)</p> <p>第7条 犬の飼い主は、その係留場所の門戸その他他人の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬の飼養又は保管をしている旨の標識を掲示しなければならない。</p> <p>(事故届)</p> <p>第8条 特定動物又は犬の飼い主は、その特定動物又は犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたことを知ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第3章 野犬等の収容等</p> <p>(野犬等の収容)</p> <p>第9条 市長は、その職員に野犬及び第5条第2項第1号の規定に違反して係留されていない飼い犬(以下「野犬等」という。)を捕獲し、収容させることができる。</p> <p>2 職員は、捕獲しようとして追跡中の野犬等がその飼い主又はその他の者</p>	<p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第6条 特定動物の飼い主は、その特定動物が飼養施設から脱出したときは、直ちに市長その他関係機関に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 市長は、飼い主から特定動物が飼養施設から脱出した旨の報告を受けたときは、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるものとする。</p> <p>(標識)</p> <p>第7条 犬の飼い主は、その係留場所の門戸その他他人の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬の飼養又は保管をしている旨の標識を掲示しなければならない。</p> <p>(事故届)</p> <p>第8条 特定動物又は犬の飼い主は、その特定動物又は犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたことを知ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第3章 野犬等の収容等</p> <p>(野犬等の収容)</p> <p>第9条 市長は、その職員に野犬及び第5条第2項第1号の規定に違反して係留されていない飼い犬(以下「野犬等」という。)を捕獲し、収容させることができる。</p> <p>2 職員は、捕獲しようとして追跡中の野犬等がその飼い主又はその他の者</p>

改正後	改正前
<p>の土地、建物等に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度においてその場所（住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。</p>	<p>の土地、建物等に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度においてその場所（住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。</p>
<p>3 何人も、捕獲した野犬等を逃がし、捕獲のために設置した器具を移動し、又は損傷する等野犬等の捕獲を妨害してはならない。</p>	<p>3 何人も、捕獲した野犬等を逃がし、捕獲のために設置した器具を移動し、又は損傷する等野犬等の捕獲を妨害してはならない。</p>
<p>4 職員は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (収容した野犬等の取扱い)</p>	<p>4 職員は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (収容した野犬等の取扱い)</p>
<p>第10条 市長は、前条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものについてはその犬の飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものについてはその旨を、規則で定めるところにより、2日間公示しなければならない。</p>	<p>第10条 市長は、前条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものについてはその犬の飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものについてはその旨を、規則で定めるところにより、2日間公示しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定による通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日までにその犬を引き取らなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日までにその犬を引き取らなければならない。</p>
<p>3 市長は、犬の飼い主が第1項に規定する公示の期間の満了の日の翌日又は前項に規定する期日までに引き取らないときは、その犬を処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期日までに引き取ることができない飼い主がその旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。</p>	<p>3 市長は、犬の飼い主が第1項に規定する公示の期間の満了の日の翌日又は前項に規定する期日までに引き取らないときは、その犬を処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期日までに引き取ることができない飼い主がその旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。</p>
<p>4 前3項の規定は、法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫並びに法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の動物について準用する。 (野犬等の掃討)</p>	<p>4 前3項の規定は、法第35条第2項の規定により引き取った犬及びねこ並びに法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物について準用する。 (野犬等の掃討)</p>
<p>第11条 市長は、野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法による捕獲が困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して掃討することができる。</p>	<p>第11条 市長は、野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがあり、かつ、通常の方法による捕獲が困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して掃討することができる。</p>
<p>2 市長は、前項の規定により野犬等を掃討しようとするときは、前項の区</p>	<p>2 市長は、前項の規定により野犬等を掃討しようとするときは、前項の区</p>

改正後	改正前
<p>域及びその区域の付近の住民に対し、規則で定めるところにより、その旨を周知させなければならない。</p> <p>3 何人も、第1項の規定により市長が野犬等を掃討するために配置した薬物入りの<u>餌</u>を移動し、捨て、埋める等野犬等の掃討を妨害してはならない。</p> <p><u>(犬、猫等の動物の引取り)</u></p>	<p>域及びその区域の付近の住民に対し、規則で定めるところにより、その旨を周知させなければならない。</p> <p>3 何人も、第1項の規定により市長が野犬等を掃討するために配置した薬物入りの<u>えさ</u>を移動し、捨て、埋める等野犬等の掃討を妨害してはならない。</p> <p><u>(犬又はねこの引取り等)</u></p>
<p>第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第21条の2第7号に規定する条例で定める場合は、<u>第一種動物取扱業者</u>（法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者をいう。次条第1項において同じ。）から引取りを求められた場合その他の規則で定める場合とする。</p>	
<p>2 市長は、<u>法第35条第1項本文又は第3項の規定</u>により犬又は猫の引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、それを引き取るために必要な指示をすることができる。</p>	<p>第12条 市長は、<u>法第35条第1項又は第2項の規定</u>により犬又はねこの引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、それを引き取るために必要な指示をすることができる。</p>
<p>第12条の2 <u>市長は、規則で定める動物の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取るものとする。ただし、第一種動物取扱業者から引取りを求められた場合その他の法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として規則で定める場合には、その引取りを拒否することができる。</u></p>	
<p>2 前条第2項の規定は、前項本文の規定による引取りについて準用する。</p> <p><u>(犬、猫等の動物の譲渡し)</u></p>	<p><u>(犬、ねこ等の動物の引渡し)</u></p>
<p>第13条 市長は、<u>法第35条第1項本文又は第3項の規定</u>により引き取った犬及び猫、<u>前条第1項本文の規定</u>により引き取った動物、<u>法第36条第2項の規定</u>により収容した犬、<u>猫等の動物並びに第9条第1項の規定</u>により収容した犬を適正に飼養することができる<u>と認められる者に譲り渡す</u>ことができる。</p>	<p>第13条 市長は、<u>法第35条第1項又は第2項の規定</u>により引き取った犬及びねこ、<u>法第36条第2項の規定</u>により収容した犬、<u>ねこ等の動物並びに第9条第1項の規定</u>により収容した犬を適正に飼養することができる<u>と認められる者に引き渡す</u>ことができる。</p>
<p>2 前項の<u>規定による譲渡し</u>を希望する者は、あらかじめ市長に申し出なければならない。</p>	<p>2 前項の<u>引渡し</u>を希望する者は、あらかじめ市長に申し出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第4章 勧告及び命令 (勧告)</p> <p>第14条 市長は、飼い主が第5条第1項第1号、第3号又は第9号から第11号までの規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、<u>動物の健康及び安全を保持し、適正な飼養若しくは保管を行うための環境を確保し、又は人の生命、身体若しくは財産に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。</u></p> <p>2 市長は、犬の飼い主が第5条第2項第1号の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、当該飼い犬を適正に係留するよう勧告することができる。</p> <p>3 市長は、犬の飼い主が第7条の規定に違反していると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、標識を掲示するよう勧告することができる。</p> <p>4 市長は、人の生命、身体又は財産に害を加えた飼い犬の飼い主に対し、飼い犬を獣医師に検診させ、飼い犬に口輪をかけ、飼い犬をおりに入れ、又は飼い犬を殺処分する等の措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第15条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による措置命令を受けた飼い主は、指定された期日までに命ぜられた措置をとらなければならない。</p> <p>第5章 雑則 (立入検査等)</p>	<p>第4章 勧告及び命令 (勧告)</p> <p>第14条 市長は、飼い主が第5条第1項第7号から第9号までの規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、人の生命、身体若しくは財産に対する侵害又は生活環境の汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、犬の飼い主が第5条第2項第1号の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、当該飼い犬を適正に係留するよう勧告することができる。</p> <p>3 市長は、犬の飼い主が第7条の規定に違反していると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、標識を掲示するよう勧告することができる。</p> <p>4 市長は、人の生命、身体又は財産に害を加えた飼い犬の飼い主に対し、飼い犬を獣医師に検診させ、飼い犬に口輪をかけ、飼い犬をおりに入れ、又は飼い犬を殺処分する等の措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第15条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による措置命令を受けた飼い主は、指定された期日までに命ぜられた措置をとらなければならない。</p> <p>第5章 雑則 (立入検査等)</p>
<p>第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、<u>飼い主その他の関係者の土地、建物又は船車内に立ち入り、飼養施設、飼養施</u></p>	<p>第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、<u>飼い主の土地、建物又は船車内に立ち入り、飼養施設、飼養施設のある場所若</u></p>

改正後	改正前
<p>設のある場所、<u>飼い犬の係留場所その他関係のある施設若しくは場所</u>を検査させ、飼い主から資料を提供させ、又は関係者に質問させることができる。</p>	<p><u>しくは飼い犬の係留場所</u>を検査させ、飼い主から資料を提供させ、又は関係者に質問させることができる。</p>
<p>2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (動物愛護指導員)</p>	<p>3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (動物愛護指導員)</p>
<p>第17条 法第24条第1項 (<u>法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。</u>)及び第33条第1項並びに前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。</p>	<p>第17条 法第24条第1項及び第33条第1項並びに前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。</p>
<p>2 動物愛護指導員は、市長が任命する。 (かわさき犬・猫愛護ボランティア)</p>	<p>2 動物愛護指導員は、市長が任命する。 (かわさき犬・ねこ愛護ボランティア)</p>
<p>第18条 市長は、<u>かわさき犬・猫愛護ボランティア</u>を市民から募り、動物の愛護と適正な飼養に関する自主的な活動を支援するものとする。 (手数料)</p>	<p>第18条 市長は、<u>かわさき犬・ねこ愛護ボランティア</u>を市民から募り、動物の愛護と適正な飼養に関する自主的な活動を支援するものとする。 (手数料)</p>
<p>第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>	<p>第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>
<p>(1) 法第10条第1項の規定に基づく<u>第一種動物取扱業</u>の登録の申請に対する審査 1種別につき 15,000円</p>	<p>(1) 法第10条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業</u>の登録の申請に対する審査 1種別につき 15,000円</p>
<p>(2) 法第13条第1項の規定に基づく<u>第一種動物取扱業</u>の登録の更新の申請に対する審査 1種別につき 7,500円</p>	<p>(2) 法第13条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業</u>の登録の更新の申請に対する審査 1種別につき 7,500円</p>
<p>(3) 法第14条第1項又は第2項の規定に基づく<u>第一種動物取扱業</u>の登録に係る事項(法第10条第2項第4号から第6号までに掲げる事項に限る。)の変更の届出に対する審査 1件につき 7,500円</p>	<p>(3) 法第14条第1項又は第2項の規定に基づく<u>動物取扱業</u>の登録に係る事項(法第10条第2項第4号から第6号までに掲げる事項に限る。)の変更の届出に対する審査 1件につき 7,500円</p>
<p>(4) 法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施 1人につき1回 1,000円</p>	<p>(4) 法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施 1人につき1回 1,000円</p>

改正後	改正前
(5) 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査 1種類につき 33,320円	(5) 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査 1種類につき 33,320円
(6) 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする場合の申請に対する審査 1種類につき 16,660円	(6) 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする場合の申請に対する審査 1種類につき 16,660円
(7) 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 16,660円	(7) 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 16,660円
	<p><u>(8) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第3条第1項第5号ハの規定に基づく動物取扱責任者資格認定試験(当該試験のための動物取扱責任者資格認定講習会を含む。)の実施 1人につき1回 4,000円</u></p> <p><u>(9) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第1項第5号ハの規定に基づく動物取扱責任者資格認定証の交付 1件につき 1,000円</u></p> <p><u>(10) 前号の動物取扱責任者資格認定証の書換え交付 1件につき 500円</u></p> <p><u>(11) 第9号の動物取扱責任者資格認定証の再交付 1件につき 500円</u></p>
<p><u>(8) 犬、猫又は第12条の2第1項に規定する規則で定める動物の引取り</u></p> <p>ア 生後91日以上 1頭、1匹又は1羽につき <u>4,000円</u></p> <p>イ 生後91日未満 1頭、1匹又は1羽につき <u>1,000円</u></p>	<p><u>(12) 犬、ねこ、鶏その他の規則で定める動物の引取り</u></p> <p>ア 生後91日以上 1頭、1匹又は1羽につき 2,000円</p> <p>イ 生後91日未満 1頭、1匹又は1羽につき 400円</p>
2 前項の手数料は、申請の際、申請をする者から徴収する。	2 前項の手数料は、申請の際、申請をする者から徴収する。
3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。	3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。
(1) 官公署からの申請によるとき。	(1) 官公署からの申請によるとき。
(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。	(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。
4 既納の手数料は、還付しない。	4 既納の手数料は、還付しない。
(費用の負担)	(費用の負担)
第20条 法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条	第20条 法第35条第2項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36

改正後	改正前
<p>第2項の規定により収容された犬、<u>猫</u>等の動物又は第9条第1項の規定により収容された飼い犬の返還を求める者は、収容中の保管の費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>条第2項の規定により収容された犬、<u>ねこ</u>等の動物又は第9条第1項の規定により収容された飼い犬の返還を求める者は、収容中の保管の費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第6章 罰則</p>	<p>第6章 罰則</p>
<p>第22条 第15条第1項の規定による措置命令（第14条第1項（<u>第5条第1項第11号</u>の規定に違反している場合に限る。））、第2項又は第4項の規定に係る措置命令に限る。）に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第22条 第15条第1項の規定による措置命令（第14条第1項（<u>第5条第1項第9号</u>の規定に違反している場合に限る。））、第2項又は第4項の規定に係る措置命令に限る。）に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。</p>
<p>第23条 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第23条 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。</p>
<p>第24条 第15条第1項の規定による措置命令（第14条第1項（<u>第5条第1項第9号又は第10号</u>の規定に違反している場合に限る。））の規定に係る措置命令に限る。）に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第24条 第15条第1項の規定による措置命令（第14条第1項（<u>第5条第1項第7号又は第8号</u>の規定に違反している場合に限る。））の規定に係る措置命令に限る。）に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。</p>
<p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第9条第3項又は第11条第3項の規定に違反した者</p>	<p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第9条第3項又は第11条第3項の規定に違反した者</p>
<p>第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例等の改正について

1 改正された法令

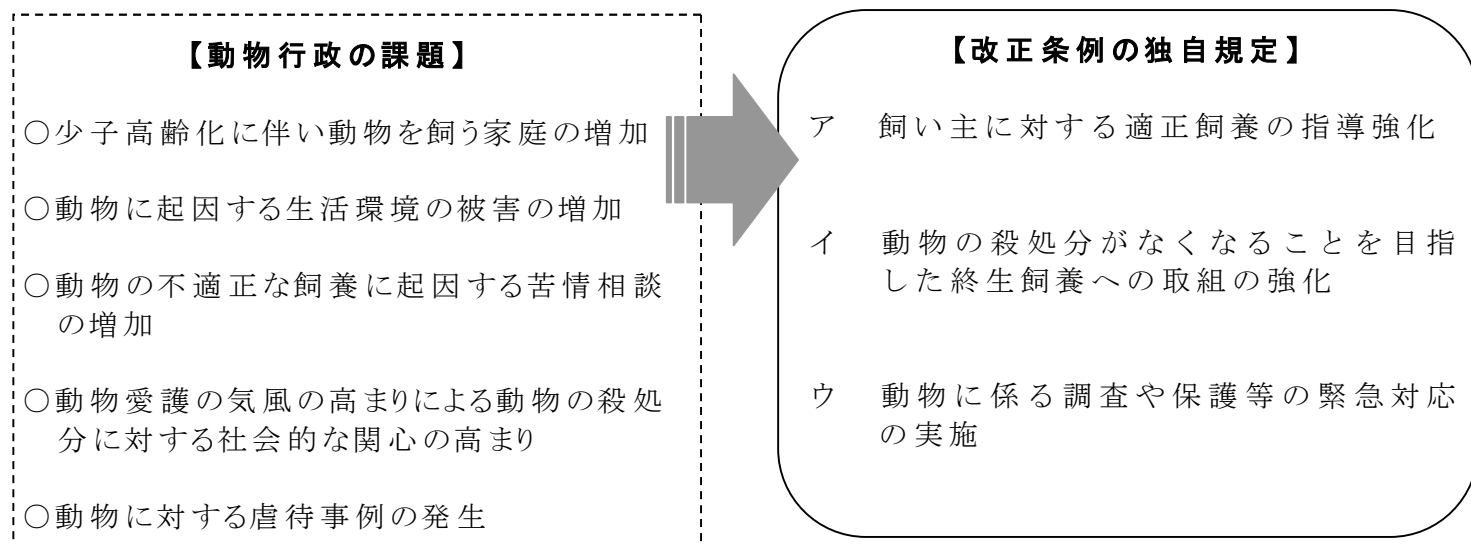
- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律
平成24年9月5日公布 この条例に関係する部分は平成25年9月1日から施行
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令
平成25年3月26日公布 同年9月1日から施行

2 条例改正に係る法令の主な内容

- (1) 動物愛護及び適正飼養の推進
ア 目的規定に、動物の遺棄の防止や健康及び安全の保持等、生活環境の保全上の支障の防止並びに人と動物の共生する社会の実現が追加されました。
イ 基本原則に、動物の飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理等を行わなければならないことが追加されました。
ウ 動物の所有者の責務に、逸走防止対策、終生飼養等に係る努力義務が追加されました。
(2) 犬又は猫の引取り
ア 都道府県、政令指定都市、中核市等(以下「都道府県等」という。)は、終生飼養の責務の趣旨に照らして犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができることとされました。
イ アにより犬又は猫の引取りを拒否することができる場合として、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合、引取りを繰り返し求められた場合、飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合等が定められ、その他に都道府県等の条例等に定める場合にも引取りを拒否することができるものとされました。
ウ 都道府県等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還及び飼養を希望する者への譲渡に努めることとされました。

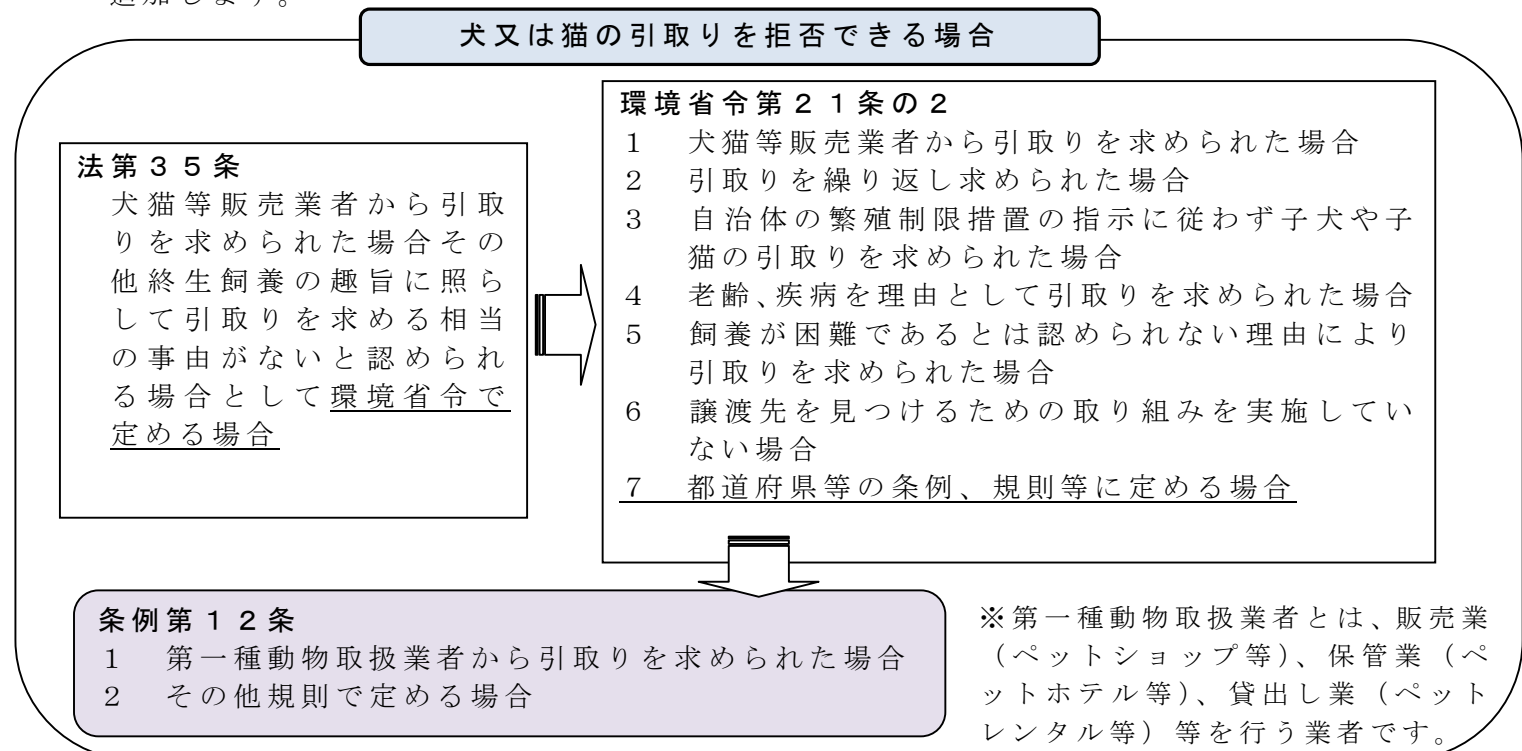
3 条例改正の考え方

- (1) 基本的な考え方
○法令改正に伴う所要の整備を行います。
○本市の動物行政の課題を踏まえ、動物の愛護と適正飼養をより一層推進するため、独自の規定を設けます。
(2) 動物行政の課題と改正条例の独自規定について



4 条例改正の主な内容 ※下記(1)及び(6)以外は本市の独自規定

- (1) 目的の追加等(第1条)
ア 「生活環境の汚染の防止」を「生活環境の保全上の支障の防止」に拡大します。
イ 「人と動物の共生する社会の実現」を追加します。
(2) 飼い主に対する適正飼養の指導強化(第5条、第14条)
ア 動物の逸走防止対策、感染症予防、災害対策、飼い猫の屋内飼養など飼い主の努力義務を追加します。
イ 動物の健康及び安全の保持、飼育環境の確保について市長が勧告及び措置命令を行うことができる規定を追加します。
(3) 動物の殺処分がなくなることを目指した終生飼養への取組の強化(第12条、第12条の2、第13条、第19条)
ア 動物の終生飼養を推進するため、法令の規定に加え、市が引取りを拒否できる要件を追加します。



- イ 犬・猫以外の動物(鶏、うさぎ、はと、あひる、その他市長が認める動物)の市による引取り及び譲渡についての規定、第一種動物取扱業者から引取りを求められた場合等に拒否をできる規定を追加します。
ウ 引き取った動物の譲渡を促進するため、飼育環境の確認や動物の健康状態に係る検査等(検便検査、ノミ・ダニの駆虫等)の追加に伴い、手数料を増額します。
(※手数料に係る規定のため、パブリックコメント手続きについては適用除外)
○生後91日以上 1頭、1匹、1羽につき 2,000円→4,000円
○生後91日未満 1頭、1匹、1羽につき 400円→1,000円

- (4) 動物に係る調査や保護等の緊急対応の実施(第16条)
動物に係る調査や保護を迅速に実施するため、動物愛護指導員の立入検査の範囲を拡大します。
(5) 動物取扱責任者資格認定試験について、既存の他の資格認定試験により需要が満たされており、今後も本市が実施する予定はないため、資格認定試験等の手数料に関する規定を削除(第19条)
(6) 法令改正に伴う用語の定義や文言整理

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市動物愛護センター条例 昭和49年3月30日条例第13号</p> <p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 動物愛護思想の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 所有者（所有している者以外の者が管理する場合は、その者）のある犬、猫その他動物の飼養管理の指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) <u>犬、猫及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第12条の2第1項に規定する規則で定める動物</u>（以下「犬、猫等の動物」という。）の引取り及び収容に関すること。</p> <p>(4) センターに収容した犬、猫等の動物の<u>譲渡し</u>に関すること。</p> <p>(5) 不妊手術（センターに収容した犬及び猫で、その飼養希望者の依頼により行うものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。</p> <p>(7) 動物に係る公衆衛生上の調査研究に関すること。</p> <p>(8) 犬の捕獲及び抑留に関すること。</p> <p>(9) 抑留犬の返還に関すること。</p> <p>(10) センターに収容した犬、猫等の動物の管理及び処分に関すること。</p> <p>(11) 狂犬病の鑑定に関すること。</p> <p>(12) その他市長が必要と認めること。</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市動物愛護センター条例 昭和49年3月30日条例第13号</p> <p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 動物愛護思想の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 所有者（所有している者以外の者が管理する場合は、その者）のある犬、猫その他動物の飼養管理の指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) <u>犬及び猫並びにこれらに類する小動物</u>（以下「犬、猫等の動物」という。）の引取り及び収容に関すること。</p> <p>(4) センターに収容した犬、猫等の動物の<u>引渡し</u>に関すること。</p> <p>(5) 不妊手術（センターに収容した犬及び猫で、その飼養希望者の依頼により行うものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。</p> <p>(7) 動物に係る公衆衛生上の調査研究に関すること。</p> <p>(8) 犬の捕獲及び抑留に関すること。</p> <p>(9) 抑留犬の返還に関すること。</p> <p>(10) センターに収容した犬、猫等の動物の管理及び処分に関すること。</p> <p>(11) 狂犬病の鑑定に関すること。</p> <p>(12) その他市長が必要と認めること。</p> <p>(略)</p>

「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例等の改正について」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成25年9月1日に改正されることとなりました。これに伴い本市においても、法改正の趣旨や本市の課題を踏まえ、動物の愛護と適正飼養の更なる推進を目指し「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」等を改正するため、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、7通（意見総数26件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市動物の愛護及び管理に関する条例等の改正について
募集期間	平成25年2月14日（木）～3月15日（金）
提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
周知方法	・本市ホームページ ・市政だより ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局健康安全室生活衛生担当（市役所第3庁舎4階） ・関係団体への周知
公表方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局健康安全部生活衛生課（市役所第3庁舎4階）

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	7通（26件）
電子メール	6通（20件）
FAX	1通（6件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、概ね「条例改正の主な内容」に沿った御意見や要望等の他、条例の表現をわかりやすくするべきとの御意見があったことから、この御意見を反映し川崎市動物の愛護及び管理に関する条例等の一部改正の手続きを進めてまいります。

【御意見に対する対応区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例等改正に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が、既に条例等改正に反映されているもの
- C 御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 条例内容に対する質問・要望の御意見であり、考え方を説明・確認するもの
- E その他の御意見・御要望

【御意見の件数と対応区分】

項 目	市の考え方の区分					合計 (件数)
	A	B	C	D	E	
条例等改正全般に関すること		1				1
飼い主に対する適正飼養の指導の強化に関すること		1	5	3		9
行政権限に関すること		2		2		4
動物の引取りに関すること		1		1		2
市民からの協力に関すること			1	1		2
条例等の表現・周知・広報に関すること	2		4			6
その他					2	2
合 計	2	5	10	7	2	26

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 条例等改正全般に関すること 1件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例等の改正」に関心を持った。その主眼は「動物に起因する生活環境の被害や不適正な飼養に起因する苦情相談の増加等」と見受ける。近年の日本人のモラル低下のみならず、個人・家庭・地域の問題を行政や警察に持ち込む稚拙な社会生活には呆れるばかりだ。行政の悩みも理解できる。当該改正について私自身も歯痒いが、特効薬は無いと思われ、基本的に賛同する。	1件	本条例に基づき本市における動物愛護施策をより一層推進してまいります。	B

(2) 飼い主に対する適正飼養の指導の強化に関すること 9件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
2	猫の屋内飼養が飼い主の遵守事項に追加されることは大変意義がある。また、これを受けて猫の屋内飼養について『川崎市ねこの適正飼養ガイドライン』にも規定されるべきだ。	1件	「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」につきましても、今後条例改正の内容を反映し改正等を行ってまいります。	B

3	<p>マイクロチップの装着を民間頼りのものとせず、条例等で規定するべきではないか。ペットショップでマイクロチップの装着をしても、登録しない飼い主も多く見かける。何のためのマイクロチップかわからないので、この際、川崎市はマイクロチップを義務化するべきではないか。</p>	1件	<p>マイクロチップの装着につきましては、動物愛護管理法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布）の附則第14条第1項において、「国は、販売の用に供される犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものであること等に鑑み、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及びその成果の普及、装着に関する啓発並びに識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために必要な施策を講ずるものとする。」と規定されていることから、本市においても、国の動向を注視しつつマイクロチップの装着について検討を行っていく予定です。</p>	C
4	<p>多頭飼育の適正化では具体的頭数を明示された方が行政担当者も仕事がしやすいのではないか。</p>	1件	<p>動物愛護管理法第9条、第25条に係る多数の動物について具体的な頭数は同法施行規則等でも明確化されておりませんが、本市におきましては、飼養又は保管する動物の頭数に関わらず条例第5条の飼い主の遵守事項に基づき、飼い主に対する指導を実施しておりますので今後も引き続き動物の適正飼養に係る指導を実施してまいります。</p>	D
5	<p>猫の屋内飼養奨励は望ましいことだが、それを盾に、屋外飼養の猫を虐待する理由をつけられないか不安である。</p>	1件	<p>飼い猫の屋内飼養につきましては、猫の健康及び安全の保持並びに生活環境の保全の観点から飼い主の努力義務として指導を行う予定ですが、飼い主のいない猫や屋外で飼養されている猫に虐待等の被害が発生しないよう広く市民の方に動物愛護に係る普及啓発を実施してまいります。</p>	C
6	<p>施策として次のことを提案する。ペットの飼い主の勉強会・講座を、区役所が行う地域課題対応事業の様な位置付けで開催し、参加者同士の連携につながるきっかけを提供する必要があると考える。＜ヒトの社会におけるペットの真の幸せ＞を第一義に据え開講し、飼い主の身勝手・傍若無人が、社会におけるペットの拒絶・虐待・殺処分に至る事を考えさせ、飼い主による相互のマナー啓発の方法を見出し、実践させるべきである。</p>	1件	<p>動物の適正飼養推進のため、動物の飼い主に対しましては、現在、区役所が主体となって研修会を実施したり、動物愛護センターが譲渡前・譲渡時講習会や犬のしつけ方教室など実施していますが、研修会等を通じて、参加者の方々の連携等が図られるよう努めてまいります。</p>	C

7	<p>ペットのしつけを行っている飼い主であっても、糞の片付けは行うが尿については配慮が欠けている。</p> <p>糞や尿の処理等のマナー啓発について、行政との協調を繰り返し続けることが肝要である。</p>	1 件	<p>本市におきましては、条例第5条飼い主の遵守事項で、汚物等の適正な処理について規定し、飼い主への指導を実施しております。</p> <p>今後も飼い主に対する普及啓発及び適正飼養の指導を継続的に実施してまいります。</p>	C
8	<p>法において虐待の定義については具体的規定が盛り込まれ、5つの自由に基づく定義に近づいた感があるが、精神的・肉体的、ストレス、過酷な輸送、自然な行動がとれること等を追加してもらいたい。</p>	1 件	<p>今回の動物愛護管理法の改正で、虐待については法第44条及び法第25条第3項に基づく法施行規則第12条の2において具体的な定義が規定されましたが、本市における個々の虐待事例に対する措置につきましては、動物に被る精神的・肉体的な苦痛の種類や程度、方法等を総合的に判断して、法や法施行規則に基づいた措置を実施してまいります。</p>	D
9	<p>闘犬は全国で見られる。一部自治体は条例で禁止するも少数派。動物福祉の先進的自治体として、禁止を明文化して欲しい。これは動物福祉の面だけでなく、暴力団等が絡んでいる事例も多く散見される事から、公共の利益にもかなっていると思う。</p> <p>文化や伝統といえども歴史とともに変化が求められよう、人の為に動物が苦痛を強いられる闘犬、闘牛は、文明国家として恥ずべき行為である。</p>	1 件	<p>闘犬・闘牛につきましては、神奈川県「闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例」に基づき本市を含む神奈川県全域で禁止されておりますので、本市におきましても同条例の遵守を実施してまいります。</p>	D
10	<p>災害時の対応については、以前より具体的提示がなされているが、裁量部分が多く実効性に疑問。アメリカの事例で、カトリナ等大規模災害の経験から、ペット法が制定され、同法により各自治体は災害規定を策定する際ペットの同行避難の規定を義務付けられている。これはトータルコストが同行避難の方が安価であるとの検証結果、人に対する精神的ケアもペットと一緒により良い結果を生む事が分かっているからである。よって、災害規定の中で同行避難を原則明記しその体制を整えるべきである。</p>	1 件	<p>災害時の同行避難の規定に関しましては、今後環境省より示される予定の動物の災害対策に係るガイドライン等を参考にして具体的な内容について検討してまいります。</p>	C

(3) 行政権限に関すること 4件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
11	<p>終生飼養という聞こえはいいが、飼殺しのような状態の動物は行政とボランティアの連携で早い介入ができるように講じて欲しい。新しい家族をみつけてあげるにも、動物の心身のダメージがより軽いほうがよい。</p>	1件	<p>今回の動物愛護管理法の改正では、法第2条基本原則に動物の適正飼養や環境の確保についての規定が追加されました。さらに法第25条において多数の動物の不適正飼養に起因する虐待等に対する勧告・命令措置の規定が追加され、動物の適正飼養に係る規定が強化されております。</p> <p>なお、本市におきましては条例第5条飼い主の遵守事項で動物の適正飼養についてすでに規定し、飼い主に対する指導を実施しておりますが、法改正の趣旨を踏まえ適正飼養の指導に応じない飼い主に対し勧告・命令措置が実施できる規定の追加を予定しております。</p> <p>今後も動物愛護ボランティア等と連携し、動物の飼い主に対する指導を実施してまいります。</p>	B
12	<p>多頭飼育に起因する虐待の恐れについて、具体的事例が明記されたが、指導・勧告と時間を要する事で動物を救えないという現実がある。緊急避難措置として動物を飼主から引き離す措置命令等が必要と考える。</p>	1件	<p>今回の動物愛護管理法の改正では、第25条第3項で「動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとることを命じ、又は勧告することができる」と規定され動物への虐待に対する措置が強化されております。動物に対する緊急対策が必要な場合には、関係機関と連携し、飼い主等へ協力を求めて動物に対する必要な措置を講ずるよう努めてまいります。</p>	D
13	<p>飼い主責任を求める流れがあるが、行政は条例違反の飼い主に対してもお願いするという姿勢から抜け出していない。長い歴史を見ても良心に訴える手法では限界があると考え、モラルアップを図る目的で法があるという事を考えれば、行政担当者が実効的処分を下せる機動的な書きぶりが求められると思う。騒音（吠え）糞の放置、リードオフなど。</p>	1件	<p>今回の条例改正では、飼い主に対する適正飼養指導の強化として、動物の健康及び安全の保持、環境の確保について、市が勧告・命令できる規定の追加を予定しております。</p> <p>今後も動物愛護管理法及び条例に基づき飼い主への指導を実施してまいります。</p>	B

14	今回の動物愛護管理法の改正では、罰則が強化されているので、川崎市でも条例において虐待についての罰則を強化すべきである。	1件	虐待に係る罰則の規定につきましては、動物愛護管理法第44条に定められていますので、本市の条例では規定しない予定です。法に規定された罰則の強化等につきましては、リーフレット等を作成し、市民の方々への普及啓発に努めてまいります。	D
----	---	----	--	---

(4) 動物の引取りに関すること 2件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
15	第10条(1)項「2日間公示」はとても短いと感じる。首輪も鑑札もないからと言って、即飼い主がいない「野犬」としてしまうのは、怖い気がする。せめて7日間程度に延ばすことが必要だと思う。 この規定は、猫にも準用されるということだが、外出が自由な猫の場合は、2、3日家に帰らないことや、飼い主が気づかないことがある。やはり2日間では短いと思われる。	1件	公示日数につきましては、狂犬病予防法第6条第8項に準拠し定めているもので、近隣他都市におきましても同様に2日間となっております。川崎市動物愛護センターに所有者不明の動物が収容された場合は、まずマイクロチップリーダーでの所有者情報の確認を行うとともに、写真の撮影、特徴、年齢等の確認を行い、これらの情報は、公示と同時に、広く情報を提供するため、動物愛護センターのホームページに公開し、飼い主への返還を推進しております。なお飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日等含まないで数える)としております。	D
16	動物の引取りについて、生後91日未満の引取り料が400円は安い。	1件	動物の引取り手数料につきましては、見直しを予定しております。	B

(5) 市民からの協力に関すること 2件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
17	1年半前から「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」をしているが、余りお役に立っていないようで残念だ。もっと「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」のメンバーを活用したらどうか。意見を述べる機会をいただけるとうれしい。	1件	「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」の方々には、犬・猫等の適正飼育及び動物愛護思想の普及啓発や犬・ねこ等の引渡し制度への協力等をお願いしているところですが、今後もボランティア会議において具体的な協力内容の検討や意見交換を行ってまいります。	C

18	<p>施策として次のことを提案する。</p> <p>シルバー人材センターに委託する形式で監視員を配置する。マナー啓発のみの単一の業務のみならず、地域の防犯巡回・子供登下校見守り・煙草ポイ捨てや駐輪マナー指導なども併せて行う。</p> <p>また、ペット飼養税を導入し、「監視員」の経費等に充てる。</p>	1 件	<p>本市におきましては、条例第 18 条に基づき、「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」として登録された市民の方々に、犬猫等の適正飼育及び動物愛護思想の普及啓発と犬猫等の引渡し制度への協力をお願いしておりますので動物の飼い主に対する指導等について業務委託等は実施しない予定であり、ペット飼養税についても導入の予定はございません。</p> <p>今後もボランティアの方々と更なる連携を図り動物愛護施策を推進してまいります。</p>	D
----	--	-----	--	---

(6) 条例等の表現・周知・広報に関すること 6 件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
19	<p>飼い主の遵守事項(3)(5)(6)(7)項などについて、具体的に明示すべき。別にガイドラインを提示してほしいと思う。</p>	1 件	<p>条例の内容についてわかりやすい具体例を提示するリーフレット等を作成し、周知してまいります。</p>	C
20	<p>犬について、散歩時の注意点などがよくわかっていない飼い主が多いようなので、飼い主等に対して分かりやすいように、条例の表現を具体的にしてほしい。</p>	1 件	<p>条例の表現方法につきましては、市民の方々への伝わりやすさを念頭に置き、わかりやすい表現にしてまいります。</p>	A
21	<p>条例の条文について、専門的な表現、決まりの言葉などがあることは承知しているが、もう少し一般の人にわかり易い表現に直してほしい。</p> <p>条例を読む方が必ず専門的言葉を理解できるとは限らないため、「こんな条例が有ります」と伝えても、よく伝わらず、意味を説明しなければならないことがある。</p>	1 件		A

22	<p>市条例を施行前から以下の方法で広報を強化すべきである。</p> <p>(1) 市政だよりで特集を組む</p> <p>(2) 市のホームページに特設ページを開設し、改正された内容も含め、条例について解説する</p> <p>(3) 市の提携ポータルサイトで特集を組んでもらう</p> <p>(4) テレビ、ラジオの市の広報番組で特集を組んでもらう</p> <p>(5) 改正された内容をわかりやすく説明したチラシを作成し、市内で開催されるイベントでボランティアさん等に協力いただきながら配ってもらう</p> <p>(6) (5) のチラシを公共施設や市内の駅・バス車内、商店街などに置いてもらう</p>	1 件	<p>条例の周知につきましては、いただいたご意見を参考に、様々な機会をとらえて広報等に努めてまいります。</p>	C
23	<p>動物の飼い主に条例が周知されていないので、条例に係る広報を強化すべきである。</p>	1 件		C
24	<p>川崎市には、「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」やこれを要約したリーフレットなど、とてもよくできたガイドラインがあると思う。でも殆どの人が、このガイドラインがあることも、「動物愛護管理法」があることすらも知らないのが現状である。リーフレットは、町会などで回覧されているようでだが、もっと繰り返しアピールしないと、たくさんの人の目には、留まらないと思う。繰り返し、全戸に配布したり、町内会の集まりで配るなどの工夫をすると、必ず反応があるのではないかと思う。私の周囲の野良猫を気にしている人さえも、このガイドラインを知らないのが現状である。</p>	1 件	<p>「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」につきましては、川崎市のホームページに掲載しているほか保健所の窓口において配布を行っておりますが、現在行っております町内会や自治会への回覧等に加え、今後様々な機会をとらえて周知を図ってまいります。</p>	C

(7) その他 2件

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
25	<p>飼い主に対する適正飼養指導の強化案について、狂犬病の予防注射を何らかの理由で受けない場合の一年間免除届をしない飼い主が多い。獣医の指導は確実にして欲しいし、免除を受けない場合の勧告措置を織り込んでほしい。</p> <p>予防注射をしないと登録できないと思っている飼い主も多いので。</p>	1件	<p>犬の所有者には、狂犬病予防法第4条に基づく登録と同法第5条に基づく予防注射の義務についての規定があり保健所等による指導・啓発を実施しておりますので、今後も引き続き、狂犬病予防法に基づく措置を実施してまいります。</p>	E
26	<p>「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」の中で、「地域猫」については、全ての作業は、住民が自主的することであるとしか取れない表現であるため、踏み出す勇気が出ないのではないかと思う。</p> <p>1文だけ、衛生課に相談できると書いてあるのだが、残念ながらあまり目立たないので、読んでいても気づかない人が多いと思う。</p> <p>また、リーフレットには、「地域猫」について、衛生課に相談できるという表現がない。相談できるということをアピールすれば、悩んでいる人にとっては、救いとなるのではないかと思う。</p>	1件	<p>環境省が策定した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」で、「地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいないねこ」と地域猫の考え方が示されています。本市においても、地域猫活動を行うためには、地域住民の主導により、地域住民の総意のもと、地域の実情に合わせたルール作りが必要と考えております。「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」には、地域猫活動の基本ルールが示されておりますので、それを御参照のうえ、御不明な点などございましたら、御相談ください。</p>	E

川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
<p>○川崎市老人福祉センター条例 昭和41年3月31日条例第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>川崎市老人福祉センター</u>（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第1項の規定により<u>センター</u>を設置する。</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市さいわい健康福祉プラザ</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原老人福祉センター</td> <td>川崎市中原区井田3丁目16番2号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前老人福祉センター</td> <td>川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩老人福祉センター</td> <td>川崎市多摩区中野島5丁目2番30号</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生老人福祉センター</td> <td>川崎市麻生区金程2丁目8番3号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5	川崎市中原老人福祉センター	川崎市中原区井田3丁目16番2号	川崎市宮前老人福祉センター	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29	川崎市多摩老人福祉センター	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号	川崎市麻生老人福祉センター	川崎市麻生区金程2丁目8番3号	<p>○川崎市老人福祉センター条例 昭和41年3月31日条例第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>老人福祉センター</u>の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第1項の規定により<u>老人福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市日進町老人福祉センター</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市さいわい健康福祉プラザ</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原老人福祉センター</td> <td>川崎市中原区井田3丁目16番2号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前老人福祉センター</td> <td>川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩老人福祉センター</td> <td>川崎市多摩区中野島5丁目2番30号</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生老人福祉センター</td> <td>川崎市麻生区金程2丁目8番3号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市日進町老人福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1	川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5	川崎市中原老人福祉センター	川崎市中原区井田3丁目16番2号	川崎市宮前老人福祉センター	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29	川崎市多摩老人福祉センター	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号	川崎市麻生老人福祉センター	川崎市麻生区金程2丁目8番3号
名称	位置																										
川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5																										
川崎市中原老人福祉センター	川崎市中原区井田3丁目16番2号																										
川崎市宮前老人福祉センター	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29																										
川崎市多摩老人福祉センター	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号																										
川崎市麻生老人福祉センター	川崎市麻生区金程2丁目8番3号																										
名称	位置																										
川崎市日進町老人福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1																										
川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5																										
川崎市中原老人福祉センター	川崎市中原区井田3丁目16番2号																										
川崎市宮前老人福祉センター	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29																										
川崎市多摩老人福祉センター	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号																										
川崎市麻生老人福祉センター	川崎市麻生区金程2丁目8番3号																										

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。</p> <p>(2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。</p> <p>(3) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。以下同じ。）に関すること（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）。</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。</p> <p>(2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。</p> <p>(3) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。以下同じ。）に関すること（川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターに限る。）。</p> <p>第4条以下 略</p>

川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例 平成17年9月30日条例第78号 <u>川崎市老人福祉・地域交流センター条例</u> (目的及び設置)</p> <p>第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、<u>川崎市老人福祉・地域交流センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例 平成17年9月30日条例第78号 <u>川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例</u> (目的及び設置)</p> <p>第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、<u>川崎市高津老人福祉・地域交流センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 センターの位置は、川崎市高津区末長1,098番地1とする。</p>						
<table border="1" data-bbox="174 801 1059 1024"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター</td> <td>川崎市川崎区堤根34番地15</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津老人福祉・地域交流センター</td> <td>川崎市高津区末長1,098番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 (2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。 (4) 市民相互の交流の場となるために施設(市長が指定する施設を除く。)及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。 (5) 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関すること。</p>	名称	位置	川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター	川崎市川崎区堤根34番地15	川崎市高津老人福祉・地域交流センター	川崎市高津区末長1,098番地1	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 (2) 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。 (4) 市民相互の交流の場となるために施設(市長が指定する施設を除く。)及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。 (5) 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関すること。</p>
名称	位置						
川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター	川崎市川崎区堤根34番地15						
川崎市高津老人福祉・地域交流センター	川崎市高津区末長1,098番地1						

改正後

別表（第10条関係）

地域交流センター事業施設利用料

種別		金額					
		午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	1時～4時	5時～9時	9時～9時		
ホール	かわさき	4,500円	4,500円	6,000円	15,000円		
	高津	区画しない場合	5,700円	5,700円	7,700円	19,100円	
		区画する 場合	ホールA	2,600円	2,600円	3,500円	8,700円
			ホールB	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
			ホールC	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
大広間・ 多目的室	かわさき	大広間	2,200円	2,200円	3,000円	7,400円	
		多目的室	800円	800円	1,100円	2,700円	
	高津	区画しない場合	3,100円	3,100円	4,200円	10,400円	
		区画する 場合	大広間	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
			多目的室	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
工作室	かわさき	600円	600円	800円	2,000円		
	高津						
料理室	かわさき	900円	900円	1,200円	3,000円		
	高津						
和室	かわさき	400円	400円	550円	1,350円		
	高津	600円	600円	800円	2,000円		

備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

改正前

別表（第10条関係）

地域交流センター事業施設利用料

種別		金額				
		午前	午後	夜間	全日	
		9時～12時	1時～4時	5時～9時	9時～9時	
ホール	区画しない場合		5,700円	5,700円	7,700円	19,100円
	区画する 場合	ホールA	2,600円	2,600円	3,500円	8,700円
		ホールB	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
		ホールC	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
大広間・多 目的室	区画しない場合		3,100円	3,100円	4,200円	10,400円
	区画する 場合	大広間	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
		多目的室	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
工作室		600円	600円	800円	2,000円	
料理室		900円	900円	1,200円	3,000円	
和室		600円	600円	800円	2,000円	

備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

川崎市日進町老人福祉センターの移転等について

1 趣旨

「川崎市日進町老人福祉センター」は、現在、川崎市福祉センター内に設置しているが、川崎市福祉センター再編整備基本計画に基づき、平成25年度中の完成に向けて現在整備をすすめている（仮称）川崎区内複合福祉施設内に移転し、併せて地域交流センター事業を追加及び施設名称の変更をするもの。

2 施設概要

	移転前	移転後
名 称	川崎市日進町老人福祉センター	川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター
主な事業内容	老人福祉センター事業	・老人福祉センター事業 ・地域交流センター事業（※1）
設 置 条 例	川崎市老人福祉センター条例（※2）	川崎市老人福祉・地域交流センター条例（※3）
位 置	川崎区日進町5番地1 （福祉センター内）	川崎区堤根34番地15 （（仮称）川崎区内複合福祉施設内）
施 設 内 容	大広間、浴室、クラブ室、健康相談室、静養室、和室	大広間、浴室、談話室、クラブ室、健康相談室、静養室、和室、ホール、多目的室、工作室、料理室
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造5階地下1階建（福祉センター）の1階及び2階部分の一部	鉄骨造3階建（川崎市視覚障害者情報文化センター等との合築施設）の1階及び2階部分の一部
延べ床面積(予定)	930.18㎡ （日進町老人福祉センター部分の面積）	973.97㎡ （かわさき老人福祉・地域交流センター部分の面積）

※1 地域交流センター事業は、子どもから高齢者まで広い世代間を含めた市民相互の交流の場を提供する事業で、ホール、大広間等の施設を利用に供するとともに、市民相互の交流のための事業を地域と連携して行う。

※2 地域交流センター事業の追加に伴い、川崎市老人福祉センター条例から、「川崎市日進町老人福祉センター」の部分を削除する。

※3 「川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例」に規定する施設に、「かわさき老人福祉・地域交流センター」を追加することにより、条例の題名を「川崎市老人福祉・地域交流センター条例」に改正する。

川崎市福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号	○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号
目次 第1章 総則（第1条～第7条） 第2章 ホール（第8条～第17条） 第3章 雑則（第18条） 附則	目次 第1章 総則（第1条～第7条） 第2章 ホール（第8条～第17条） 第3章 雑則（第18条） 附則
第1条及び第2条 略 （事業）	第1条及び第2条 略 （事業）
第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 （1） <u>削除</u> （2） 社会福祉事業の啓発普及に関すること。 （3） 社会福祉事業従事者の研修に関すること。 （4） 削除 （5） 児童の健全育成事業に関すること。 （6） ホールの使用に関すること。 （施設）	第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 （1） <u>老人の福祉及び健康の増進に関すること。</u> （2） 社会福祉事業の啓発普及に関すること。 （3） 社会福祉事業従事者の研修に関すること。 （4） 削除 （5） 児童の健全育成事業に関すること。 （6） ホールの使用に関すること。 （施設）
第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による次に掲げる施設をもって構成する。 （1） <u>削除</u> （2） 削除 （3） 削除 （4） こども文化センター （5） ホール	第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による次に掲げる施設をもって構成する。 （1） <u>老人福祉センター</u> （2） 削除 （3） 削除 （4） こども文化センター （5） ホール
2 センターは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、	2 センターは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、

改正後	改正前
<p>総合施設として有機的に運営されなければならない。 (他の条例の適用)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例を適用する。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 前条第1項第4号に規定する施設 川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>総合施設として有機的に運営されなければならない。 (他の条例の適用)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例を適用する。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に規定する施設</u> <u>川崎市老人福祉センター条例(昭和41年川崎市条例第7号)</u></p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 前条第1項第4号に規定する施設 川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)</p> <p>第6条以下 略</p>